

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年6月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「記載した書類を提出するものとする」を「届け出るものとする」に改め、同項第1号中「職業」を「使用する業種」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市水道料金等の領収書等に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「，京都市水道事業条例第23条第1項に規定する予納金（以下「予納金」という。）」を削る。

第2条中「，予納金」を削る。

3 京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第7条の表営業課の項第5号中「徴収」を「精算（口座への還付に限る。）」に改める。

第11条の表営業所の部お客さまサービス係の項各号列記以外の部分中「第1号から第19号まで」を「第1号から第18号まで」に改め、同項第2号中「停止」の右に「(受付に限る。)」を加え、同項第6号中「額の決定及び予納金の調定、徴収並びに精算」を「還付」に改め、同項第7号中「水道メーター損失弁償の決定及びその弁償金の調定並びに徴収」を「水道メーター損失弁償金の徴収」に改め、同項中第8号及び第24号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同部料金係の項を次のように改める。

料金係

- (1) 水道料金及び下水道使用料の徴収（未納分に限る。）に関すること。
- (2) 給水の開始及び停止に関すること。
- (3) 予納金の精算に関すること。
- (4) 水道メーター損失弁償の決定及びその弁償金の調定に関すること。
- (5) 水道の使用水量（休止分に限る。）の決定に関すること。
- (6) 水道料金及び下水道使用料の調定（休止分に限る。）に関すること。
- (7) 水道の不正使用の取締りに関すること。
- (8) 水道メーターの設置及び取替えに関すること。

4 京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2営業課長の項中第2号を次のように改める。

- (2) 予納金の精算（口座還付に限る。）に関すること。

別表第2営業所長の項中第10号を次のように改める。

- (10) 予納金の精算に関すること。

（上下水道局総務部営業課）